

令和３年６月２１日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

（発言そのものの記載ではありません。）

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和3年度北塩原村農業委員会総会（令和3年6月定例会） 議事録

1. 開催日時

令和3年6月21日（月）午後1時30分～2時49分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星源嗣	出
会長職務代理者	6	遠藤俊一	出
農業委員	1	小椋隆子	出
〃	2	中川博之	出
〃	3	岩田多吉	出
〃	4	二瓶睦夫	出
〃	5	蓮沼喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	奥川維之	出
〃	—	佐藤誠一	出
〃	—	五十嵐好則	出
〃	—	安部嘉久	出
〃	—	柏谷孝雄	出
〃	—	小椋功	出

※ 出席委員 農業委員7名 在任委員（7名）の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 今月は全体での協議事項があるため、農地利用最適化推進委員6名全員出席。

4. 欠席委員

なし

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任
- 第2 会期の決定
- 第3 業務報告及び今後の予定
- 第4 協議事項
 - ・令和4年度農業施策に関する要請・要望事項の検討について
- 第5 提出議案
 - 議案第1号
 - 現況確認証明申請について
 - 議案第2号
 - 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
 - ・番号1番 賃借権設定
 - 議案第3号
 - 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第6 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 佐 藤 博
事務局 班 長 渡 部 達 也
事務局 主 査 須 藤 真由美

7. 会議の内容

○事務局長

ただいまより、令和3年度北塩原村農業委員会定例総会6月定例会を開会いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長

(挨拶)

○事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

○議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。只今の出席委員は農業委員7名中7名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、今月は、農地利用最適化推進委員6名全員にも出席いただいております。

○議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、2番、中川博之委員、3番、岩田多吉委員の両名を指名いたします。

○議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

○議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

座ったままで失礼いたします。提出議案の2ページをご覧ください。初めに(1)の業務報告から説明いたします。1番、5月25日、令和3年度全国農業委員会会長大会、こちらはYouTubeによるライブ配信にて実施されまして、当日は会長が視聴いたしました。2番、5月26日、令和3年度農業委員会情報活動事業担当者会議、こちらもオンラインで開催されまして、事務局が参加しております。3番、本日でございますが、北塩原村農業委員会総会6月定例会を開催しております。続きまして、(2)今後の業務予定でございますが、1番、7月8日、令和3年度農業者年金業務担当者会議、こちらはオンライン開催となっており、事務局が参加予定でございます。2番、7月20日、北塩原村農業委員会総会7月定例会を集会室1・2で開催予定でございます。以上で業務報告と今後の業務予定について朗読と説明を終わります。

○議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

○議長

それでは、協議事項に入ります。「令和4年度農業施策に関する要請・要望事項の検討について」、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の3ページをご覧ください。協議事項、令和4年度農業施策に関する要請・要望事項の検討について、説明いたします。一般社団法人福島県農業会議より、県知事や県選出国會議員等に対する要望活動等を実施するにあたって、農業委員及び農地利用最適化推進委員の意見を集約して報告するよう要請がありましてので、組織検討を行うものでございます。はじめに、8ページから10ページをご覧ください。要請・要望事項を検討するにあたっての留意事項を参考として載せております。こちらの資料は委員の皆さんに事前に配布しておりますので、1度は目を通していただいていると思いますが、福島県の農業・農村は、発災後10年を迎えた東日本大震災や近年の度重なる大雨・台風等による災害からの復旧・復興も道半ばであることに加えまして、農業従事者の高齢化や担い手不足、これらに伴う遊休農地の発生など多くの課題が山積している状況であります。これらのことを踏まえまして、国や県に対する意見の提出等に当たっては、現在進められている各種施策への改善要望だけではなく、農地利用最適化をはじめとする食料・農業・農村基本計画等の実現に向け、現場の実態に即した実行性のある施策の提案をお願いしたいとのことであります。検討すべき項目については、9ページをご覧ください。大きな3番、検討すべき項目、こちらにありますとおり、全部で8項目ございます。(1) 東日本大震災等からの復旧・復興と防災・減災対策について、(2) 農地集積・集約化と優良農地の確保対策について、(3) 人口減少社会における農村活性化対策について、(4) 担い手の育成・確保対策について、(5) グローバルマーケットへの対応について、(6) SDGsに対応した政策について、(7) 農業委員会活動に関することについて、(8) その他(新型コロナ対策等)について、以上8項目となります。4ページから7ページに事務局案を載せております。内容については、委員の皆さんに事前に配布させていただいており、各自ご検討いただいていると思いますので、ここでは割愛させていただきます。農業を取り巻く課題や農業委員会の活動のあり方について、各自ご意見やご要望、追加点等をあげていただきまして、農業委員会の意見として提出したいと思いますので、よろしくお願いいたします。上記のとおり提出いたします。令和3年6月21日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で、令和4年度農業施策に関する要請・要望事項の検討についての朗読及び説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○1番、小椋隆子委員

1つ教えていただきたいのですが、コロナが原因で収入が減少した農業者のための支援策とか補助のようなものはあるのでしょうか。

○議長

売上げが減少したことを証明できれば、該当する補助はあるようですが。

○事務局長

持続化給付金は農業者も対象になります。あくまで新型コロナの影響で収入が減少した方向けの給付金になりますが、こことは限らず、コロナとは関係ないところで給付を受けた方も多かったようで、不正受給と言いますか、昨年は何かと問題になっておりました。

○1番、小椋隆子委員

分かりました。

○議長

他にご意見等はございませんか。

○5番、蓮沼喜久雄委員

はい。いいですか。

○議長

はい。蓮沼委員。

○5番、蓮沼喜久雄委員

大きな3番の(2)中山間地域での営農環境の整備の中の鳥獣被害対策についてですけど、大塩の上の方の農家の方に話を伺ってきたんですけど、山塩作ってところの上の畑、○○○さんとか○○○さんが作ってところに結構鳥獣が出てるんですよ。サルとかイノシシが出るそうで、電気柵を設置したそうです。ぐるっと囲ってと16万円くらいかかったと。その内の半分かな補助が出るのは。そうすると7万、8万は自己負担になるわけだけど、野菜を作って7万か8万取れるかという、なかなか取れないのな。そうすると、どうしても資本のない人はできなくなる。電気柵をやらないでいるとなおさら獣にやられてしまう。それで、だんだん農業なんかやりたくなくなる。そうやってこないように、もうちょっと手厚い保護はできないものかと。それが私の考えというか、お願いします。

○推進委員、柏谷孝雄委員

例えば、早稲沢ですと組合を作って、村の予算的にも厳しいという話もあったので、多面的の方から出してもらったことはあります。組合を作る必要はあると思いますが。あと、個人個人でやるとどうしても管理が大変だったりするので、早稲沢ではそういうやり方をしています。

○議長

組合とかの団体でやると補助率も上がる。

○5番、蓮沼喜久雄委員

個人より組合とかの団体の方が補助率がいいの。

○推進委員、柏谷孝雄委員

村の電気柵の補助はそういうふうになってますよね。ただ、多面的の場合はそれ以上に電

気柵の資材でこれくらいかかる、人件費でこれくらいかかるというように出せるので、金額的にはもっと有利というか、多く出してもらえると思うんですが。

○事務局長

柏谷委員がおっしゃったように、そういうこともありますし、みんなでやる、団体と言いますか、集落みんなでやるということに意義があると思うんですよ。個人がポツンポツンとやったとしても、どうしても獣はそこじゃない所に行きますから、ある程度大きな範囲で電柵を張るとか、保護策をやればそれなりの効果はある。確かに金額的に、例えば10万かかって5万補助で、じゃあ5万の収益を出せるのかと言えば、それは蓮沼委員もおっしゃってましたけど、なかなか大変なことだとは思いますが、集落での取り組みと言いますか、多面的なり、上の方ですと中山間でやっているところもありますので、その辺は集落なり地区で協力してやるというのもひとつなのかなと思っております。

○5番、蓮沼喜久雄委員

分かりました。

○議長

その他、ご意見、ご質問はありませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で、令和4年度農業施策に関する要請・要望事項の検討について終了するとともに、協議内容の通り、福島県農業会議へ要望報告書を提出することとします。

○議長

それでは議事に入ります。議案第1号、「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の11ページをご覧ください。議案第1号、現況確認証明申請について説明いたします。次の現況確認証明申請について、意見を求めるものでございます。番号1番、1、申請人の方は〇〇〇さん、大字大塩字〇〇の方でございます。2、申請する土地の所在地及び面積等につきましては、大塩字〇〇1244番、登記は田、現況は山林、面積247㎡、大塩字〇〇1247番、登記は田、現況は山林、面積710㎡の2筆でございます。3、証明を求める理由としましては土地地目変更登記のため。4、非農地化した経過については、昭和60年頃までは耕作していたが労働力不足や山間部の木に囲まれた田のため日照不足等で思うように収穫ができないということもあり、約30年以上前から耕作しなくなり、山林化してしまったとのことでございました。5、調査内容についてですが、申請位置は農振農用地区域外の農地となり、農地、非農地の判断につきましては、非農地と判断しております。

現況判断の理由は、現状は雑草や多くの雑木が生い茂る荒地で、約30年以上耕作されておらず山林と判断しました。また、土地の状況も悪く、思うように水稻の収穫ができないということから今後も田として使用するのは困難であると考えられるためでございます。地元農業委員の意見としまして、現況確認者の遠藤俊一委員、星源嗣委員、五十嵐好則委員の3名に確認していただきましたところ、証明の可否につきましては「可」と提出いただいております。なお、12ページに申請地位置図、13ページに申請箇所図、14～15ページに現況写真を載せておりますので、ご確認願います。上記のとおり提出いたします。令和3年6月21日提出、北塩原村農業委員会長星源嗣。以上で議案第1号の朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、6番、遠藤俊一委員より調査結果について、意見をお願いいたします。

○6番、遠藤俊一委員

はい。先週の水曜日に私と星会長、五十嵐委員、事務局2名の計5名で現地確認に行ってきた。写真で見たとおり、もう現状復帰するには相当の労力とお金がかかるし、川の側なのでかなりの石があるということで、農地に戻すのは困難と判断しました。以上です。

○議長

ありがとうございました。同じく調査委員であります、五十嵐好則委員より推進委員としての意見があればお願いいたします。

○推進委員、五十嵐好則委員

はい。俊一委員と同じ意見で、あれはもう農地というより、山林状態でしたので、非農地と判断しました。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第1号について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。議案第1号、現況確認証明申請について、申請内容の通り証明することといたします。

○議長

続いて、議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を

議題といたします。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の16ページをご覧ください。議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について説明いたします。次の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画の作成について、承認を求めるものでございます。番号1番、こちらについては、新規設定となります。1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方は、〇〇〇さん、〇〇歳、会津坂下町在住の方でございます。続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）の方は、〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇の方でございます。2、利用権を設定する土地ですが、北山字〇〇4763番2、地目は田、面積は1,823㎡の1筆でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和3年7月1日から令和7年1月30日までの4年と5ヶ月間。賃借料の額は年額で32,814円。1反当たりになおしますと18,000円でございます。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、蓮沼喜久雄委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、17ページから18ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和3年6月21日提出、北塩原村農業委員会長星源嗣。以上で議案第2号、の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、5番、蓮沼喜久雄委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○5番、蓮沼喜久雄委員

はい。〇〇〇さんは会社員でありますのでなかなか会えないと思ったので、6月14日、月曜日の朝に電話をいたしまして本人とお話ししました。今回こういった条件で貸すことになっていますが間違いありませんかと確認したところ、間違いありませんということでしたので、許可相当といたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○3番、岩田多吉委員

はい。今、賃借料は反当たり18,000円と言ったべ。

○事務局

はい。

○3番、岩田多吉委員

今年は16,000円になったんだけど、これは18,000円でいいの。

○事務局

賃借料は個人間の話し合いで決めたものですので。農業委員会を出している賃借料情報はあくまで賃借の参考として平均値を出しているの、16,000円で契約してくださいというものではありません。

○推進委員、五十嵐好則委員

本人同士で決めてきたやつをダメだとは言えないべ。

○3番、岩田多吉委員

いや、今年は16,000円になってるわけだから、それを知らずに契約したのかと思ったわけ。

○推進委員、五十嵐好則委員

でもよ、その情報は渡しているわけだから。

○事務局

事務局ではどうやって決めましたかとは聞いたりしないです。

○5番、蓮沼喜久雄委員

自分で許可相当と言っておいて質問するのもおかしいんですけど、これは新規だべした。今までは何か作ってたんですか。そこまで確認しなかったんだけど。

○推進委員、奥川維之委員

これは、村の〇〇〇さんがたばこ作ったりなんだかんだ一応やったりしたのな。あと、一回田んぼにしたこともあったんだけどあまりよくなくてそのまま耕作しなくなって、ただ耕してはいたのかな。それで今回〇〇〇さんが借りてアスパラを作ることになったそうです。

○議長

その他、ご意見、ご質問はありませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第2号の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

続いて、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の19ページをご覧ください。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。次の農地法第5条第1項の規定による許可申請について、意見を求めるものでございます。番号1番、1の申請当事者についてですが、被設定人は、〇〇〇さん、〇〇〇さん、大字大塩字〇〇の方でございます。続いて設定人は〇〇〇さん、大字北山字〇〇の方でございます。2、許可を受けようとする土地の所在等についてですが、北山字〇〇4695番2、地目は田、現況は畑、面積は150㎡、利用状況は普通畑、北山字〇〇4696番4、地目は田、現況は畑、面積は321㎡、利用状況は普通畑、以上の2筆でございます。3、転用計画についてですが、転用の目的は住宅用地でございます。事由の詳細といたしまして、現在北塩原村内（〇〇地区）にて2世帯で同居中だが、子供の成長とともに手狭になってきた。自己住居建築のために土地を探していたところ元職場の同僚である譲渡人の土地が候補として挙がり、交渉したところ快諾していただけたとのことでございます。続いて転用の時期ですが、県知事許可の日から令和3年12月1日まで。施設の概要につきましては、建築物（住宅）の建築面積が79.49㎡で、所要面積は168.4㎡となっており、工作物（駐車場等）の所要面積が302.6㎡、合計で471㎡でございます。資金計画については記載のとおりでございます。4、権利を設定、移転しようとする契約の内容についてですが、権利の種類は所有権。権利の設定・移転の別については、移転でございます。権利の設定の時期は許可日、権利の存続期間は、永年でございます。5、転用することによって生ずる付近の土地・作物等の被害の防除施設の概要についてでございますが、土砂の流出等の災害を防止するための措置としましては土地造成は整地のみで、土盛等を行わないよう措置するとのことでございます。農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置としましては、敷地内に下水の汚水桝を設置し、雑排水をそちらに流します。雨水等は排水経路を設けて村道へ流しますとのことでございます。周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼさないための措置としましては、隣接する農地からいずれも2m以上離して建築し、周辺農地に対する日照等に影響を及ぼさないよう措置するとのことでございます。地元農業委員の意見としまして、蓮沼喜久雄委員、岩田多吉委員、奥川維之委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、20ページが申請地位置図、21ページが申請箇所図となりまして、22ページが土地利用計画図、23～25ページが平面図、立面図となりますので、各自ご確認願います。なお、当該地域は農振農用地区域外の農地でございます。また、転用に当たっての許可基準の1つでもあります、立地基準（農地区分）ですが、水道・下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請地からおおむね500m以内に2つ以上の教育施設や公

共施設が存在する農地であれば、原則許可となる第3種農地に該当します。今回の申請地は、水道・下水道管が埋設された道路の沿道の区域にあり、500m以内に村役場とさくら小学校がありますので、第3種農地に該当し、農地区分は適当と考えられます。続いて一般基準についてとなりますが、資金調達計画につきましては、金融機関からの融資証明が添付されておりまして、実現性が見込まれます。実施計画は明確で、許可後において申請に係る用途に遅れなく供することが確実であると見込まれます。計画面積については、当該農地の形状や、周辺の土地利用の状況などからも妥当であると考えられます。最後に周辺農地に係る支障についても、問題はないと考えます。以上のことから一般基準についても適当と考えられます。上記のとおり提出いたします。令和3年6月21日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第3号の朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、5番、蓮沼喜久雄委員より調査結果について、意見をお願いいたします。

○5番、蓮沼喜久雄委員

はい。6月18日、岩田委員と奥川委員と業者の方に来ていただいて、現地を確認しました。岩田委員の方からは立派な畑なのにもったいないなという話もでしたが、若い人の人口流出を防ぐことにもなりますし、場所としても学校や役場にも近いのでいい場所だと思いますので、許可相当としました。以上です。

○議長

ありがとうございました。同じく調査委員であります、3番、岩田多吉委員より補足等があれば意見をお願いいたします。

○3番、岩田多吉委員

はい。喜久雄委員と同じ意見でございますが、蓮沼さんが言ったとおり農業委員としての立場から言えば、せっかく畑として使っているところに住宅とかの建物を建てるということに少し抵抗があるんだけど、農業委員会からの立場としてはこういう問題に対して駄目だということもできるの。

○議長

他に代替地はないのかと聞くことはできると思うけども。

○3番、岩田多吉委員

あその畑は一等地と言いますか、前は親父さんがアスパラを作ってた結構いいアスパラができてたので、畑としてもいい畑だからな。農業委員会の立場として、農地が減ることになるわけだから、皆さんの意見を聞いてみたいと思ったわけです。

○推進委員、佐藤誠一委員

その畑はどういう状態なんですか。草刈り等はしてるの。

○3番、岩田多吉委員

いや、野菜を作ってる。

○推進委員、佐藤誠一委員

ちゃんと作ってるのか。

○5番、蓮沼喜久雄委員

売り手と買い手に悪意がない限り、売り手が売りたい、買い手が買いたいと言った場合止めようがないと思うけどな。若い人達が村に残って家を建てたいと言ってるわけだから、それを駄目だとは言えないと自分は思います。

○事務局長

また、隣りも家が建っていて、その方も同じ大塩から出てきた方ということもあって。

○議長

この場所は〇〇〇〇〇の向かいの国道と村道に挟まれた三角地帯だから、家を建てるには一番いい場所ではある。

○3番、岩田多吉委員

条件的にはいい場所だな。

○議長

確実に家を建てるということであれば。

○事務局

今回の申請地は、農振農用地には含まれていない農地になります。農振農用地とは、農業の振興を図るための優良農地として守る必要のある農地のことで、そういった農地の場合は原則不許可となるので農地転用をするのは難しい場所になります。今回の場合は、農振農用地には該当せず許可要件も満たしておりますし、蓮沼委員がおっしゃったとおり、双方が話し合って納得して申請してきたものでもありますので。

○3番、岩田多吉委員

農振農用地な。分かりました。

○議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第3号について、申請の通りこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請の通りこれを適当と認め、決定することといたします。

○議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。それではその他になりますが、皆さまから何かございますでしょうか。

○委員

(なしの声)

○事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

令和 年 月 日

北塩原村農業委員議長（会長） _____ (印)

議事録署名委員 2 番 _____ (印)

議事録署名委員 3 番 _____ (印)